

令和3年度 事業計画

のぞみホームズ（共同生活援助事業所）

1. 基本方針

関係法令に基づき、共同生活援助事業を実施する中で、利用者の意志や人格を尊重し、本人らしい自立と社会参加を促進する個別支援計画を作成し、豊かで生き甲斐のある生活に向けた支援とサービスを提供する。

2. 重点目標

① 新あやめホーム開設

- ・令和4年4月に開設する新あやめホームについて、事前準備を進めます。
- ・新しく入居される利用者への説明と引越しのための支援を計画的に行います。
- ・松山福祉園地域移行者の受け入れ先の確保と引継ぎを行います。

② 利用者権利擁護

- ・利用者の希望する生活ができるように、一人一人の気持ちを聞く機会を持ちます。
- ・単身生活やサテライトホームの利用を積極的に促し、希望を実現します。
- ・虐待防止・差別解消に関する研修を行い、職員の意識向上を図り利用者的人権を守ります。

③ 利用者の生活支援の充実

- ・ホーム生活環境を定期的に確認し、本人の同意を得ながら修繕・清掃等を実施します。
- ・高齢化等により身体機能や認知機能の低下による事故を未然に防止します。
- ・個別の余暇活動のメニューを増やし、実施します。

④ 災害時に備えた準備

- ・自然災害および病気やけがへの対応マニュアルを見直し、被害を最小限に抑えます。
- ・新型コロナウイルス感染予防と、他の感染症予防のための取り組みを進めます。

⑤ 地域交流

- ・地域住民の方々に事業内容を知ってもらうための取り組みを行います。
- ・利用者職員が地域でボランティア活動に参加します。

⑥ 職員全体の協調

- ・管理者と支援員、世話人が情報共有を図り組織的に利用者支援を行います。
- ・コロナ禍での研修活動のあり方を見直し、共通の人権意識・支援方針の理解を図ります。

3. サービスの質の向上

① 日常生活の支援

日ごろのコミュニケーションおよび相談を重視し、利用者とのより良い関係性を築き、ホームでの生活の質の向上に向けた支援を実施する。

個別支援計画に基づき、利用者に必要な生活支援を実施する。

② 健康支援

利用者の健康管理充実のため、医療が必要な場合に適切な対応が取れる体制を整備し、日常的な健康管理を実施する。

③ 対人関係の支援

ホーム内の対人関係、職場の対人関係、男女交際における対人関係への支援を実施する。

その際、地域住民・家族・職場等関係者と協力し、支援のネットワークづくりに努める。

④日中活動事業所との連携

日中活動の職場等への訪問を実施し、職場の職員との連携を図り、利用者の方々の日中活動（就労等）定着に必要な対人関係の調整や相談を実施する。また、利用者本人の特性の理解、および障害特性の理解を促進する働きかけを実施する。

⑤金銭管理の支援

利用者預り金管理規定に基づき、適切な金銭管理を行うとともに、将来に向けて金銭の自己管理能力を高めるため、お金の使い方に関する支援を実施する。また、預かり金管理規定に基づいた管理方法を徹底し、細心の注意を払った取扱いを行う。

⑥余暇活動の支援

利用者の個別ニーズにこたえる活動を取り入れ、生活範囲の拡大や地域住民相互の関わりを支援するために、休日の日中活動の充実を図り、生活基盤の安定に繋げる。

⑦自治会の支援

のぞみの会の各行事等に関して、希望する活動を自らが企画・実施して自治能力を高めるよう支援する。

⑧研修の充実

世話人研修・支援員研修を分け、それぞれ世話人連絡会等会議前後の時間を活用して、世話人研修年12回・支援員研修年6回実施する。

新規採用職員に対し、採用時研修および運転技能確認を行い、業務内容および支援方針の理解を深める。

4. 従業者の努力目標

①従業者行動基準を遵守し、利用者の豊かな人生の自己実現に向けて支援する。

②障害者虐待の定義や虐待防止についての知識を習得し、虐待防止に求められる視点を高める。

③利用者個々の障害特性に応じた適切な配慮を行い、障害者差別解消のために必要な支援を行う。

④家族、地域、及び各機関との信頼関係を深める。

5. 支援の内容

- ① 個別支援計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事提供及び食事・入浴・排泄等の支援（介助）
- ④ 健康管理の支援
- ⑤ 金銭管理の支援
- ⑥ 余暇活動の支援
- ⑦ 日中活動の係る事業所等の関係機関との連絡調整
- ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な支援

【生活支援】

(1) 支援目標

個別支援計画を基に、健康で主体性のある生活を送ることができるよう適切な支援を行う。

(2) 生活支援内容

①日常生活面

起床・就寝・睡眠・整容・衣服の着脱・食事・排泄・入浴・清潔、衛生・洗濯・整理整頓・掃除・健康

②社会性

金銭管理・外出・買い物・コミュニケーション・対人関係・地域資源の活用
地域行事への参加

③環境面

個々の生活スタイルに応じた居室環境の整備（整理整頓・修繕・季節感・好み）
プライバシーへの配慮

④障害特性等への支援

行動要因分析・適切な特性理解・環境、対人関係等を中心とした関係性の調整

⑤各関係機関（事業所・職場等）との連携

日中活動事業所や職場等への連絡や訪問を実施し、職員間で情報の共有・調整を行い、必要な支援を行う。

⑥自己啓発への支援

各種勉強会を実施する。

【余暇活動支援】

(1) 支援目標

利用者ニーズにこたえ楽しむことができる余暇活動を計画し、様々な活動を体験し、生きがいのある生活と趣味の幅を広げることができるよう支援を行う。

(2) 支援内容

①社会体験：社会資源を利用し生活の幅を広げ、生きがいのある生活を目指す。

また、体験を通じ社会性を養う。

②運動：体を動かす機会を提供し、健康や楽しさに繋げる。

(3) 年間活動 ※今年度新型コロナウイルス感染状況を確認しながら感染対策をとりながら行える余暇活動に取り組んで行く。

月	活動 内 容	月	活動 内 容
4月	【余暇支援】	10月	【余暇支援】
5月	【余暇支援】	11月	【余暇支援】
6月	【余暇支援】	12月	【余暇支援】忘年会
7月	【余暇支援】	1月	【余暇支援】
8月	【余暇支援】旅行	2月	【余暇支援】総会

月	活動内容	月	活動内容
9月	【余暇支援】旅行	3月	【余暇支援】

※自治会支援（のぞみの会）

利用者の希望する行事等について、主体的活動がかなえられるように、自己選択・自己決定に基づいた支援・サポートを行う。

【活動内容及び支援内容】

行事の企画・実施に関するサポート

- ・利用者の希望する旅行等を含む行事について、話し合いを持ちながら企画・実施の支援・サポートを行う。
- ・スポーツクラブ
クラブ活動（ソフトボール）のサポート
年間の練習・大会出場への計画実施のサポート

【健康支援】

（1）支援目標

利用者個々の健康状態を把握すると共に疾病等の早期発見・早期治療に努める。また、心身共に健康で豊かな生活を送る事ができるよう必要な支援を行う。

（2）支援内容

①衛生管理に関する支援

- ・身体・着衣・寝具・居室・備品等の清潔保持の支援を行う。

②健康管理に関する支援（疾病の予防・早期発見・早期治療）

- ・日々の健康管理

毎日のバイタルチェックを行い、医療機関との連携により「日常的な健康管理」を実施する。

- ・健康診断を年1回実施する。（希望に応じて実施）

※各日中活動事業所・就職先等において実施する場合あり。

- ・診断結果に対して、病院受診等必要な支援を行う。

・利用者および家族と相談の上、希望に応じて生活習慣病予防健診および予防接種等を実施する。

（肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮がん検診・インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチン予防接種等）

・感染症の予防

手洗い：各ホームへマニュアルを掲示し、適切な手洗い支援を行う。

うがい：細菌やほこりの付着等を防ぐため、主に外出後に支援を行う。

消毒：手指消毒：手洗い実施後、アルコール消毒液を用いて実施する。

換気：居室内の乾燥防止のため実施する。（窓開け、濡れタオル使用）

・感染症発症時の対応

感染症発症時のマニュアルで対応する。

③口腔ケア

- ・利用者及び家族と相談の上、希望に応じて歯科受診を行う。
- ・利用者個々に必要な、歯磨き支援・介助を実施する。

④マニュアル作成及び周知徹底：感染症、救急、服薬等のマニュアル

【食事・食生活に関する支援】

(1) 支援目標

- ・食生活を通して個人の健康保持・増進に関する支援を行う。
また、松山福祉園の配食サービスによる食事の提供を行うと共に、家庭的な雰囲気のもと楽しい食事ができるように努める。
- ・食の理解、家事力の育成支援を行う。

(2) 支援内容

- ① 家庭的で楽しく食事ができる環境を整える。
- ② 食事サポートが必要な利用者について
 - ・発熱や嘔吐下痢症状により一時的に普通食の摂取が困難な利用者には、おかゆ等の消化の良い食事を提供する。
 - ・食事内容の変更（減塩、透析等）が必要な利用者には、配食サービスと打合せをし、個々の身体状況に応じた食事を提供する。
 - ・手指の機能低下の利用者には、自助食器の使用及び一口大の食事を提供する。
- ③ 生活習慣病の予防として
 - ・配食サービスを利用することにより、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- ④ 利用者の嗜好（意見や希望）を取り入れた食事提供
 - ・利用者個々の嗜好にあわせた外食やホームでの食事作りをすることにより、利用者に楽しみをもって頂く。
- ⑤ 食中毒の予防
 - ・生ものの摂取や、加熱調理について十分留意する。
 - ・消費期限のある食材の取扱いについて、期限内の調理摂取に努める。
 - ・調理済み食材の取扱いについて、調理後はなるべく2時間以内に摂取する。
 - ・余った食材は適切に処分する。
 - ・食器・調理器具は十分洗浄し乾燥した後、所定の場所に衛生的に保管する。
 - ・食事スペースの清潔を維持する。
 - ・食前の手洗いアルコール消毒を実施する。
- ⑥ 家事力の育成
 - ・調理実習等を計画し、調理や栄養についての理解を深める。

【個別支援計画】

1. 個別支援計画の作成にあたって

- (1) サービス管理責任者は、利用者個々に快適で安全な生活を送る事ができるよう、利用者ま

たは状況に応じて家族・後見人等のニーズを十分に把握した上で個別支援計画（支援内容）を立案する。

- (2) 生育暦・障害特性や程度・心身の状況・生活能力・行動の状況等、事前に資料や情報を収集し、環境及び本人の中にある要因を十分に検討する。
- (3) 個別支援会議を開催し、様々な視点から検証し個別支援計画を作成する。

2. 個別支援計画の作成

- (1) フェイスシート
- (2) アセスメントシート
- (3) 個別支援計画

個別支援計画について変更があった場合は、その都度利用者または状況に応じて家族・後見人等への提示・説明を行い、同意を得るものとする。

3. 個別支援計画に基づく支援の実施

- (1) サービス管理責任者は、サービス提供にかかる総合的な管理を行い、サービスの質の向上を目指す。
- (2) 個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り適切な支援を実施する。

4. 個別支援計画に対するモニタリング及び見直し

個別支援計画に対し、支援状況や支援経過を振り返ると共に、課題を再確認したり、次ステップへの転換を図ったりする機会とする。

(1) モニタリング

利用者の状況および支援状況に応じ、定期的に計画に対する評価・見直しを行う。原則として6ヶ月に一度は評価を行うこととする。

(2) 個別支援会議

個別支援計画に対してモニタリングおよび計画の見直しを行う場合は、個別支援会議を開催し、利用者個々の理解を深めると共に個別支援計画に反映する。

利用者の生活プラン・スタイルに応じて各関係機関と連携を図りながら会議を開催する

(3) 日々の記録

個別支援会議の基本となる日々の支援記録を整備し、必要に応じて連絡調整と支援内容の検討を行う。

令和3年度 行事・研修計画

のぞみホームズ

月	行 事	研修会等(施設内外)
4月	【余暇活動支援】	【法人】新任研修Ⅰ 【内部】世話人研修①
5月	【余暇活動支援】	【法人】新任研修Ⅱ兼中堅研修Ⅰ 【内部】世話人研修②
6月	【余暇活動支援】	【法人】中堅研修Ⅱ兼幹部研修Ⅰ 【内部】世話人研修③／支援員人権研修①
7月	【余暇活動支援】	【法人】全階層研修Ⅰ 【内部】世話人研修④
8月	【余暇活動支援】 【のぞみの会】旅行	【法人】新任研修Ⅲ 【内部】世話人研修⑤
9月	【のぞみの会】旅行 【余暇活動支援】	【法人】中堅研修Ⅲ 【内部】世話人研修⑥／支援員人権研修①
10月	【余暇活動支援】	【内部】世話人研修⑦／支援員研修④
11月	【のぞみの会】旅行 【余暇活動支援】	【法人】幹部研修Ⅱ 【内部】世話人研修⑧
12月	【のぞみの会】忘年会 【余暇活動支援】	【法人】全階層研修Ⅱ 【内部】世話人研修⑨／支援員人権研修①
1月	【余暇活動支援】	【法人】一般事業主行動計画研修 【内部】世話人研修⑩
2月	【のぞみの会】総会 【余暇活動支援】	【法人】幹部研修Ⅲ 【内部】世話人研修⑪
3月	【余暇活動支援】	【内部】世話人研修⑫／支援員人権研修①
その他	交通安全教室・防災訓練・避難訓練 職員健康診断・各種予防接種	新規採用者事業所内研修／事業所間研修
会 議 等	月例	【地域生活者支援室関係】職員会(出張報告を含む)・企画運営会議・衛生委員会・各種検討会議(主にリスクマネジメント関連) 【のぞみホームズ関係】世話人連絡会・各ホームケア会議・担当者会・サビ管会
	随時	個別支援会議(計画作成・モニタリング)・余暇支援担当者会(隔月)

※余暇等行事は、新型コロナウイルス感染症に関する福井県行動基準に沿って決定していく。